

入札参加資格登録事業者 各位

会津若松市長 室井 照平
(公印省略)

「会津若松市工事請負契約規程」及び「会津若松市元請・下請関係適正化指導要綱」の一部改正について（通知）

このことについて、下記のとおり改正いたしましたので、事業者の皆様におかれましては、遺漏なく対応されますようお願いいたします。

記

1 主な改正内容

- (1) これまで「会津若松市工事監督員執務要綱」において定めていた様式の一部を「会津若松市工事請負契約規程」において規定しました。
これに伴い、様式の番号等が一部変更になります。
- (2) 「会津若松市元請・下請関係適正化指導要綱」において定めていた「下請通知書」を廃止し、様式の番号等を一部変更しました。
- (3) 「会津若松市元請・下請関係適正化指導要綱」において、再下請を行った場合には全て「再下請負通知書」を提出しなければならない旨を元請が下請に通知するよう決めました。

2 施行期日

平成 27 年 10 月 1 日

※ 施行期日以降に契約する工事について該当するものとします。

3 留意点等

- ☐ 従前の様式については、様式番号の修正等所要の措置を行い、当面の間使用することができます。
- ☐ 改正後の様式については、市ウェブサイトにて公開します。
(<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2014111700238/>)